

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和7年度(2025年度)

単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量								
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	398.85	473.07				
		2号炉	4,862.49	5,019.63				
		3号炉	4,861.99	5,023.49				
		合計	10,123.33	10,516.19				
燃焼ガス等に関する記録								
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,041	1,002				800 以上
		2号炉	1,006	988				
		3号炉	974	944				
集じん器入口の温度	℃	1号炉	176	166				200 以下
		2号炉	175	173				
		3号炉	175	174				
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	7.3	2.7				100 以下
		2号炉	7.6	1.3				
		3号炉	7.7	1.6				
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔 ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施 〕					
		2号炉						
		3号炉						

		単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量										
可燃ごみの焼却量	t	1号炉								
		2号炉								
		3号炉								
		合計								
燃焼ガス等に関する記録										
燃焼ガスの温度	℃	1号炉								800 以上
		2号炉								
		3号炉								
集じん器入口の温度	℃	1号炉								200 以下
		2号炉								
		3号炉								
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉								100 以下
		2号炉								
		3号炉								
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施〕							
		2号炉								
		3号炉								

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉							
		2号炉							
		3号炉	R7.4.22						
計量証明発行日	—	1号炉							
		2号炉							
		3号炉	R7.5.2						
硫黄酸化物	Nm ³ /h	1号炉							K値規制 ^{※1}
		2号炉							
		3号炉	<0.017						
ばいじん ^{※2}	g/Nm ³	1号炉							0.04
		2号炉							
		3号炉	<0.001						
塩化水素 ^{※2}	mg/Nm ³	1号炉							700
		2号炉							
		3号炉	2.9						
窒素酸化物 ^{※2}	ppm	1号炉							250
		2号炉							
		3号炉	14						

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm³/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

※3 焼却炉停止中です。

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明 発行日	測定結果	排出基準
1号炉			ng-TEQ/Nm ³	0.1 ng-TEQ/Nm ³
2号炉			ng-TEQ/Nm ³	
3号炉			ng-TEQ/Nm ³	
下水放流水			pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ m³N(立法メートルノルマル) : 0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。